

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表の（5） 建築物建築等の許可申請の部アの項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同部オの項中「第12項ただし書又は第13項ただし書」を「第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同部ツの項中「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第2項ただし書」に改め、同部メの項を同部モの項とし、同部ムの項を削り、同部ミの項を同部メの項とし、同部フの項から同部マの項までを同部ホの項から同部ムの項までとし、同部ヒの項の次に次のように加える。

フ 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する特例の許可	延べ面積が100平方メートル以下のもの 1件につき 16,000円 延べ面積が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 60,000円 延べ面積が500平方メートルを超えるもの 1件につき 120,000円
へ 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する特例の許可	1件につき 160,000円

別表その3 建築関係の表の（6） 建築物等の認定申請の部ツの項を同部テの

項とし、同部ウの項から同部チの項までを同部エの項から同部ツの項までとし、同部
イの項の次に次のように加える。

ウ 建築基準法第43条第2項第1号 の規定に基づく建築の認定	1件につき 27,000円
-----------------------------------	---------------

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日
から施行する。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
別表（第2条関係） その1 税関係 ・ その2 戸籍等関係 （略） その3 建築関係		別表（第2条関係） その1 税関係 ・ その2 戸籍等関係 （略） その3 建築関係	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(1)～(4) (略)	(略)	(1)～(4) (略)	(略)
(5) 建築物建築等の許可申請	ア 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可	(略)	(略)
	イ～エ (略)	(略)	(略)
	オ 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書	(略)	オ 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書

現行

書、第10項ただし書、第11項ただし書、 <u>第12項ただし書又は第13項ただし書</u> （同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可	
カ～チ（略）	（略）
ツ <u>建築基準法第60条の3第1項</u> ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可	（略）
テ～ヒ（略）	（略）

改正案

書、第10項ただし書、第11項ただし書、 <u>第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可	
カ～チ（略）	（略）
ツ <u>建築基準法第60条の3第2項</u> ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可	（略）
テ～ヒ（略）	（略）
フ <u>建築基準法第85条第5項</u> の規定に基づく仮設建築物	<u>延べ面積が100平方メートル以下のもの 1件につき 16,000円</u>

現行

改正案

現行		改正案	
		<u>の建築に関する特例の許可</u>	<u>延べ面積が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 60,000円</u> <u>延べ面積が500平方メートルを超えるもの 1件につき 120,000円</u>
		<u>へ 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する特例の許可</u>	<u>1件につき 160,000円</u>
<u>フ～ミ</u> (略)	(略)	<u>ホ～メ</u> (略)	(略)
<u>ム 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可</u>	<u>延べ面積が100平方メートル以下のもの 1件につき 16,000円</u> <u>延べ面積が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 60,000円</u>		

現行			改正案		
		<u>延べ面積が500平方メートルを超えるもの 1件につき 120,000円</u>			
	<u>メ</u> (略)	(略)		<u>モ</u> (略)	(略)
(6) 建築物等の認定申請	ア・イ (略)	(略)	(6) 建築物等の認定申請	ア・イ (略)	(略)
				<u>ウ 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定</u>	<u>1件につき 27,000円</u>
	<u>ウ～ツ</u> (略)	(略)		<u>エ～テ</u> (略)	(略)
(7)～(19) (略)	(略)	(略)	(7)～(19) (略)	(略)	(略)
その4 開発関係 ～ その6 その他 (略)			その4 開発関係 ～ その6 その他 (略)		